

№ 1602008

平成 28 年 2 月 29 日

一般社団法人日本卸電力取引所

平成 28 年度スポット取引・先渡定型取引・時間前取引売買手数料決定のお知らせ

業務規程細則第 4 条第 1 項, 同条第 2 項および同条第 4 項に定める平成 28 年度のスポット取引売買手数料, 先渡定型取引売買手数料および時間前取引売買手数料は下記のとおりとします。

記

スポット取引売買手数料	0.03 円/kWh(税抜) または 100 万円/月(税抜)の定額制 ~下記①参照~
先渡定型取引売買手数料	平成 28 年 3 月末で廃止
時間前取引売買手数料	0.10 円/kWh(税抜)

①スポット取引売買手数料

平成 28 年度のスポット取引の売買手数料は,

- 約定量 1kWh あたり 0.03 円(税抜き)の約定量従量制
- または, 月間 100 万円(税抜き)の定額制

を取引会員が選択するものとします(初期設定は約定従量制)。なお, 定額制の選択は, 定額制とする月の前月月末取引所営業日(平日)までに本所に届け出るものとします(様式 042)。

定額制を選択した後は, その年度内において約定量従量制に変更することは出来ないものとします。

定額制を選択した取引会員の手数料徴収は, 清算システムを通じて徴収します。清算日は毎月 2 日, 決済日は 2 日の 2 金融機関営業日後の日とします。

以上

《本件に対するお問合せ先》

事務局 国松 電話 :03-5765-5477

e-Mail :kunimatsur@jepx.org